

2012年11月7日

各 位

会 社 名 シミックホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼社長 CEO 中村 和男  
(コード番号 2309 東証第一部)  
問合せ先 取締役執行役員(情報開示担当) 望月 渉  
(TEL. 03-5745-7070)

## 株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社従業員および当社国内外グループ会社の役員（以下、「従業員等」といいます。）の新しい中長期インセンティブプランとして自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員等の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することにつき決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 1. 導入の背景

当社および当社国内外グループ会社（以下、「当社グループ」といいます。）では、従業員等のインセンティブプランの一環として米国で普及している ESOP（Employee Stock Ownership Plan）について検討、平成 20 年 11 月 17 日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等で現行法制度下における論点について概ね整理されたこともあり、今般、従業員等に当社株式を給付しその価値を処遇に反映するために「本制度」を導入することといたしました。

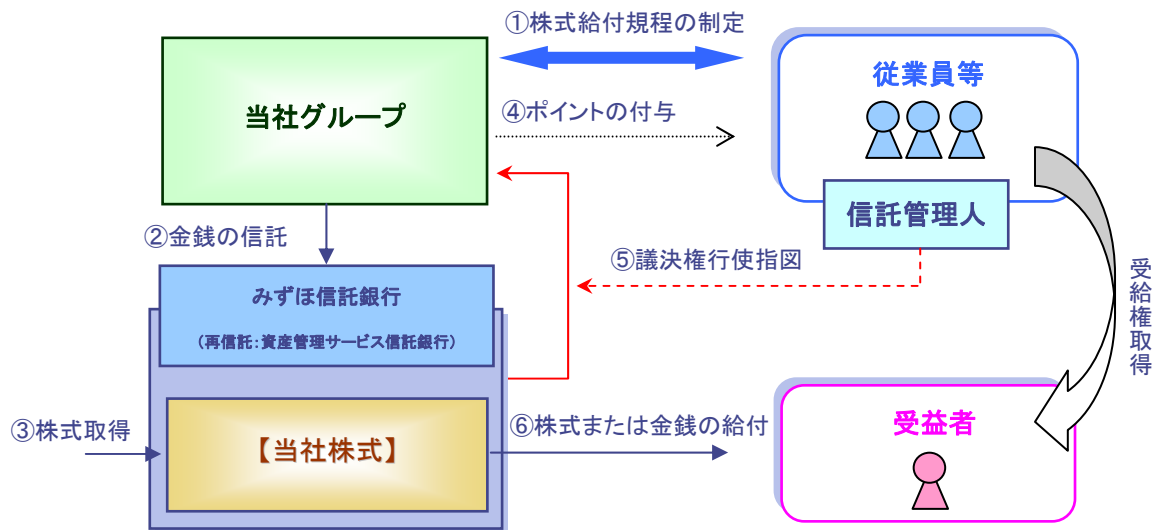
### 2. 本制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社グループは、従業員等の貢献度合いに応じてポイントを付与し、一定の要件を満たした時に累積したポイントに相当する当社株式を給付します。給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員等の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

< 株式給付信託の概要 >



- ① 当社グループは、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社グループは、「株式給付規程」に基づき従業員等に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行（信託E口）（以下、「信託銀行」といいます。））に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④ 当社グループは、「株式給付規程」に基いて従業員等に対し、貢献度合いに応じて「ポイント」を付与します。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員等は、一定の要件を満たした時に信託銀行から、累積した「ポイント」に相当する当社株式または金銭の給付を受けます。

### 3. 本信託の概要及び日程

- (1) 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (2) 委託者：当社
- (3) 受託者：みずほ信託銀行株式会社  
みずほ信託銀行株式会社は、平成24年11月14日(予定)に資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
- (4) 受益者：株式給付規程に基づき株式給付を受ける権利を取得した者
- (5) 本信託契約の締結日：平成24年11月14日（予定）
- (6) 金銭を信託する日：平成24年11月14日（予定）
- (7) 信託の期間：平成24年11月14日（予定）から信託が終了する日まで  
（終了期日は定められておらず、本制度が続く限り信託は継続します。）
- (8) 株式給付規程の効力発生日：平成24年12月1日（予定）
- (9) 信託の目的：株式給付規程に基づき当社株式等の財産を受益者に給付することを主たる目的とします。
- (10) 信託財産：当社株式及び金銭

4. 本信託における当社株式の取得価額の総額（予定）

225,000,000 円

5. 株式の取得期間及び取得方法

(1) 取 得 期 間 : 平成 24 年 11 月 14 日～平成 25 年 2 月 28 日（予定）

(2) 株式の取得方法 : 取引所市場等より取得

以上